

欧州共同体の特権および免除

西谷元

- 一 序論
- 二 共同体の特権および免除
- 三 共同体に派遣される国家代表団の特権および免除
- 四 共同体職員の特権および免除
- 五 共同体の主要機関を構成する個人の特権および免除
- 六 結論

一 序論

特権および免除に関する国際法規則は、慣習により発展したものが大部分であり、二〇世紀の半ばに至るまで、国際慣習法が重要な地位を占めていた。主権免除は、レッセ・フェールの影響を受けて国家機能が著しく縮小した一九世紀の中葉に、それまで各国の裁判所で行われてきた慣行が国家主権観念に結びついて、国際法上一般的に認められたものである。国家間の外交関係における特権および免除に関しては、一九世紀以降、二国間の友好条約や通商航海条約で、例外的に外交官の特権免除について規定を設けるものがあつた。しかしながら、実質的な規定を設けたものは少なく、単に最恵国条項の適用を規定したり、国際法で認められた特権および免除を与えるとの規定に留まるものが少なくなかつた。⁽¹⁾

国際連盟において外交特権および免除の法典化が試みられたが、実現には至らず、国際連合において、外交関係に

関するウィーン条約が採択され、外交使節団に関する国際法規則の法典化がなされた。ウィーン条約は、従来解釈が分かれがちであったいくつかの問題について明確な規定をおいたが、その規定の大部分は、国際慣習法としてすでに確立していたものを成文化したものに他ならない。

このような伝統的な外交関係に関する国際法規則に対し、国際機構の特権および免除に関する国際法規則は、その基礎を条約に置く⁽²⁾。最も基本的な条約は国際機構の設立条約であるが、国際機構の特権および免除に関する特別の条約が締結される場合もある。国際機構自体の特権および免除、国際機構における加盟国代表および非加盟国代表並びに国際機構の構成員および職員⁽³⁾の特権免除は、当該国際機構の内部的な問題であると同時に、その特権および免除の保障のためには国際機構、国際機構が本部および機関を有する国家並びに派遣国の三者の関係が問題となる。

本稿においては、欧州共同体の特権および免除を検討するにあたり、共同体の設立条約、共同体の特権および免除に関する議定書並びに共同体法における判例および実行を検討するとともに、他の代表的国際機構、この場合国際連合⁽⁴⁾、の特権および免除と比較し、また国家の裁判管轄権免除並びに外交特権および免除を参照することにより、その特徴を明らかにする。これにより、国際連合および国家との比較において、共同体自体の独自性もまた明らかにされるように思われる。

二においては共同体に認められる特権および免除、三においては共同体に派遣される国家代表団に認められる特権および免除、四においては共同体職員⁽⁵⁾に認められる特権および免除、そして五においては共同体の主要機関を構成する個人に認められる特権および免除を検討する。

二 共同体の特権および免除

A 条約規程

共同体自体に認められる特権および免除に関する一般規定である機関統合条約第二八条は、ECS C条約第七六条、EEC条約第二一八条およびEuratom条約第一九一条を廃止するとともに、新たに「欧州共同体は、加盟国の領域内において、本条約に附属する議定書に定める条件に従い、その職務の遂行に必要な特権および免除を享有する」と規定した。また、機関統合条約に附属する欧州共同体の特権および免除に関する議定書は、ECS C条約、EEC条約およびEuratom条約に附属する特権および免除に関する議定書を廃止し、三共同体共通の特権および免除を定めた。⁽⁹⁾

B 共同体加盟国における共同体の特権および免除

共同体条約においては、共同体自体には裁判管轄権免除が認められず、他の国際機構におけるのとは反対のアプローチがとられる。

国際連合に関しては、一般的に加盟国内裁判管轄権からの絶対的免除が規定され、公法的行為 (*acta jure imperii*) のみならず私法的行為 (*acta jure gestionis*) についても免除が認められる。⁽¹¹⁾

これに対し、共同体条約においては、非免除が原則とされ、共同体裁判所および加盟国内裁判所が、私法的行為のみならず公法的行為についても裁判管轄権を有する。共同体裁判所は広範な機能を有しており、先決的判決を下す権限を有するとともに、その管轄権は強制的である。⁽¹⁴⁾

EEC条約第一八三条は、共同体裁判所と加盟国裁判所との関係について「この条約により裁判所に与えられる権限を留保して、共同体が当事者である係争は、この理由により国内裁判管轄権から除外されることはない」と規定し、加盟国裁判所の管轄権よりの原則非免除を定める。加盟国裁判所は、私法的行為に関する係争のみならず、共同

体の作為⁽¹⁸⁾、不作為⁽¹⁹⁾および契約上のものでない責任⁽²⁰⁾に關し、管轄権を有している。特に、共同体の作為および不作為に關する訴訟は、共同体裁判所に対する訴訟提起要件に關する共同体条約の規定自体が嚴格である上に、共同体裁判所⁽²¹⁾がこれらの要件を嚴格に解釈しているため、加盟国裁判所における訴訟提起が私人の利益の司法的共済の手段として重要な地位を占めている⁽²²⁾。

しかしこのような、共同体加盟国裁判所の管轄権も、先決的判決に關する共同体裁判所の管轄権のもとにある。共同体裁判所は、共同体条約の解釈また共同体の執った行為の効力および解釈につき、最終的な管轄権を有しており、このような問題が加盟国裁判所で審理されている事件において提起された場合、加盟国裁判所は共同体裁判所の先決的判決を求めることができ、終審加盟国裁判所は先決的判決を得なければならぬ⁽²⁴⁾。ただし、先決的判決に關する限り、共同体裁判所の管轄権は、共同体条約の解釈に限定されており、共同体の条約適用は共同体加盟国裁判所に留保⁽²⁵⁾されている。

裁判管轄権免除は別として、共同体に認められるその他の特権および免除は、國際連合に對して認められる特権および免除とはほ同様である。共同体の構内⁽²⁶⁾、財産および資産は不可侵であるとされ、これらは共同体裁判所の管轄権を留保⁽²⁷⁾して、あらゆる形式の行政的または法的強制より免除⁽²⁸⁾され、また、共同体の公文書も不可侵であるとされる⁽²⁹⁾。共同体は直接税を免除されるとともに間接税は可能な場合還付⁽³⁰⁾され、さらに関税および他の輸出入制限を免除⁽³¹⁾される。通信および公文書の送達に關して、共同体機関は各加盟国の領土において外交使節団が享有するのと同様の特権を有し、公的通信に關しては檢閲に服さない⁽³²⁾。

また、共同体は、旅券と同様の法的効果を加盟国内において有する通行証 (laissez-passer) を交付する権限を付与されている⁽³³⁾。これらの通行証は、加盟国内においては、当然に有効なものとされ、また共同体委員会は第三国とこれら

の通行証の承認に関し交渉することができる。⁽³⁴⁾

C 共同体非加盟国における共同体の特権および免除

共同体を非加盟国において代表するのは共同体委員会であるが、共同体委員会とは別に、代表部を置く非加盟国から、外交節団に与えられる特権および免除が認められている。⁽³⁵⁾ イギリスに設置された共同体委員会代表部に続いて、第二の代表部がワシントンにおかれ、この代表部は外交節団に認められる特権および免除を享有する。⁽³⁶⁾ 一九七四年、共同体委員会は第三番目の代表部を東京に設置し、この委員会代表部は、一九七四年三月一日の日本政府と共同体委員会との間の条約により外交節団の地位を与えられている。⁽³⁷⁾ カナダ駐在の委員会代表部もまた同様に外交節団として扱われる。⁽³⁸⁾

ところで、このような共同体委員会代表部の特権および免除とは別に、国際機構自体の裁判管轄権免除が、個別国家の利害を超えた国際的利益の追求の任務にあたるべき国際機構の行動に個々の国家が支配、介入すべきではないことを根拠として、主張される場合がある。⁽³⁹⁾ しかしながら、この議論が妥当するのは、国際機構と当該国際機構加盟国との間の関係においてであって、共同体と共同体非加盟国間においては当然には妥当しないものと考えられる。また、国際機構一般の裁判管轄権免除が国際慣習法上確立しているとする点についても争いがあり、⁽⁴⁰⁾ また実行においても、条約がこれらの事項を規律している。したがって、共同体非加盟国における共同体の裁判管轄権免除の適用の可否またその範囲は、共同体と非加盟国間の条約または非加盟国内法により規律され、国家の場合のように国際法上、その範囲如何は別として、⁽⁴¹⁾ 当然に裁判管轄権免除が認められるのではない。

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本政府と欧州共同体委員会との間の協定⁽⁴²⁾ は、三共同体の法人格および共同体委員会の外交特権および免除を認めるに留まり、共同体自体の裁判管轄権免除に

つては何ら規定を置かない。また、合衆国法も同様に、共同体委員会に外交使節団と同様の特権および免除を認めらるに留まり、International Organizations Immunity Act 1945 (IOIA) に基⁽⁴⁴⁾て裁判管轄権免除を認めていない⁽⁴⁵⁾。

日本における欧州共同体委員会の法的地位に関する事件において、共同体委員会が応訴したため、共同体の裁判管轄権免除は直接には問題とはならなかった。しかしながら、我国は共同体代表部設置条約において、国連大学等の他の国際機構の場合とは異なり、代表部にウィーン外交関係条約上の特権および免除を認めている。ところで、ウィーン外交関係条約は、外交使節団の構成員およびその家族の裁判管轄権免除を規定するが、使節団自身については、公館の不可侵および公館に対する課税免除を定めるのみで、裁判管轄権免除については何等規定をおかない⁽⁴⁶⁾。しかしながら、ウィーン外交関係条約に規定された特権および免除を、代表部、その長および職員並びにこれらの者の家族に對して適用するとの共同体代表部設置条約の規定は、我国政府が欧州共同体を「主権的な権利を行使」し「国家に準ずる地位」をもつ国際機構であること⁽⁴⁷⁾とらえていることからも、黙示的に三共同体に裁判管轄権免除を認めていると解するのが妥当であろう⁽⁴⁸⁾。当該事件において、裁判所は、共同体の裁判管轄権免除について、免除放棄を本案の前提としており、その存否また範囲について特段の言明をしていない。しかしながら、我国の裁判所は昭和三年の大審院決定以来、国家の主権免除について絶対的免除主義をとってきたのであり、欧州共同体の裁判管轄権免除についても、絶対的免除主義が適用されるものと考えられる⁽⁴⁹⁾。

ところで、国際的利益追求を理由として国際機構の裁判管轄権免除を主張する議論は、裁判管轄権免除の範囲についても、国家とは別の取扱をし、国際機構に対し制限的免除主義が適用される余地はないと主張する。しかしながら、我国において欧州共同体の裁判管轄権免除が国家の主権免除に準じたものとして扱われる以上、国家の場合と同様、制限的免除主義をとる余地は残されていると解すべきであろう⁽⁵⁰⁾。

合衆国の I O I A 第二条(b)の立法目的は、一九四五年当時国家に認められていた絶対的免除を、合衆国が加盟する国際機構に対して適用することを主たる目的とするものである⁽⁵³⁾。また Foreign Sovereign Immunity Act of 1976 (F S I A) は、外国国家の裁判管轄権免除に関し、行為性質基準に基づく制限的免除主義を採用している⁽⁵⁴⁾。ところで、F S I A の制定により、I O I A における国際機構に対する絶対的免除主義が変更されるか否かは明らかにされていない⁽⁵⁵⁾。しかしながら Restatement によると、絶対的免除主義が認められる国際連合、専門機関および米州機構以外の国際機構に対して、黙示的に F S I A に基づく制限的免除主義を適用することが意図されていると述べられる⁽⁵⁶⁾。行為性質基準による制限的免除主義に基づくならば、国際機構の商業活動に関しては裁判管轄権免除が認められず、雇用関係より生じる紛争に関しては、現地職員の雇用関係について、裁判管轄権免除は認められない。F S I A の逐条解説によるならば、「雇用をめぐる紛争で、公法的行為とみなされ主権免除の対象となるのは、「外交職員、公務員または軍人であるが、合衆国において外国政府により雇用された合衆国市民または第三国市民を含まない」とされる⁽⁵⁷⁾。したがって、国際機構の場合必然的に合衆国市民または第三国市民を雇用することになり、上述の基準によるならば、制限的免除主義の適用される国際機構は、雇用に関して裁判管轄権免除を全く有し得ない。ところで、合衆国裁判所は、I O I A のもとで、合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除については、加盟国としての合衆国の義務等を理由として、絶対免除主義によってはもちろんのこと、行為性質基準による制限的免除主義に基づいたとしても、国際機構は雇用に関して裁判管轄権免除を有すると判示した⁽⁵⁸⁾。しかしながら、F S I A における行為性質基準による制限的免除主義が適用された場合、合衆国が加盟している国際機構の場合とは異なり、合衆国の加盟していない国際機構に関する裁判管轄権免除が当然に認められるとは考えられない。裁判所は、国際機構が各加盟国の国内法より自由による機能を果たすことを保証する義務を、合衆国が加盟国として有していることを理由として、絶対免除におい

てはもちろんのこと、行為性質基準に基づく制限的免除主義によっても、合衆国の加盟する国際機構の裁判管轄権免除が認められると判示したのであって、合衆国の加盟していない共同体に関してはこのような判旨はあてはまらない。

IOIAは合衆国が加盟する国際機構に対して適用されることを原則とするため、共同体には直接適用されず、またFSIAの規定する主権免除の対象には、共同体は含まれていない。⁽⁵⁹⁾しかしながら、IOIAにおいて、外交使節と同様の特権免除がそれに付随する条件と義務とともに欧州共同体代表部に与えられていることは、合衆国が欧州共同体代表部を外国国家の代表部と同様にみなし、共同体自体に対しては黙示的にFSIAに基づく制限的免除主義を適用することを意図しているように思われる。したがって、FSIAによる制限的免除主義が適用されると、共同体の商業行為一般に対しては裁判管轄権免除を認めないが、雇用については、合衆国国民または第三国国民と共同体との間の紛争に関しては共同体に裁判管轄権免除を認めず、共同体加盟国国民と国際機構との間の紛争に関して国際機構に裁判管轄権免除を認めるとの立場を表わしていると考えられる。⁽⁶⁰⁾

このように、共同体非加盟国において、共同体委員会代表部は外交使節団と同様の特権および免除を有し、また共同体自体も裁判管轄権免除を有するが、その免除の範囲は各非加盟国において異なる。

三 共同体に派遣される国家代表団の特権および免除

A 加盟国の国家代表団に認められる特権および免除

共同体に派遣される国家代表、顧問および技術専門家は、その任務の遂行および会合への移動中慣習的な特権および免除を有する。⁽⁶¹⁾共同体加盟国がその主たる代表を常駐代表部に派遣する場合、⁽⁶²⁾共同体の機関所在国⁽⁶³⁾よりアグレマンを得る必要はない。また、非加盟国の場合とは異なり、共同体よりのいかなる承認またはアグレマンも必要とされな

い。加盟国は、代表を選任し、委員会委員長および理事会議長に通知する。加盟国の常駐代表は、委員会委員長および理事会議長に対して往訪を行うが、この往訪はあくまで儀式的なものであって、加盟国の常駐代表は信任状等の提出は必要とされない。また、主たる国家代表以外の顧問および技術専門家に対するアグレマンも必要とされない。共同体における加盟国代表に認められる特権および免除の放棄は、外交官に認められる特権および免除と同様に、義務的であるとは考えられていない。

これに対し、国際連合加盟国の代表者は、「機構に関連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権および免除」を有し、国際連合の特権および免除に関する条約明示の一定の特権と免除を有するとともに、「外交団が享有する特権、免除また便益で」以上の明示の特権及び免除に矛盾しないものを享有するが、国際連合憲章および国際連合の特権および免除に関する条約は、国際連盟規約の場合とは異なり、国際連合に派遣された加盟国代表に外交特権および免除を認めることを意図したものではない。⁽⁷⁰⁾

ただし、国際連合と合衆国との間の本部協定上、主たる常駐代表または全権大使若しくは全権公使の席次を有する常駐代表は、派遣国により任命されることにより当然に、また、代表団の他の常駐職員は、派遣国、国連事務総長および合衆国間において合意が成立することにより、合衆国が接受する一般の外交使節に対し自国領域内で与える特権および免除が認められる。⁽⁷³⁾ 国際連合加盟国の代表者は、その任命にあたり国際連合のアグレマンを必要とせず、合衆国は常駐職員の入国を拒むことは出来ないと考えられるが、このような合意が合衆国より与えられなかった代表団職員に対しては特権および免除が合衆国内法上認められない。⁽⁷⁵⁾

放棄に関しては、国際連合の加盟国代表の特権および免除は加盟国に属していると考えられており、加盟国代表また国際連合によっては放棄されることはなく、外交官に認められる特権および免除と同様の取扱いがなされる。⁽⁷⁶⁾

B 非加盟国の国家代表団に認められる特権および免除

共同体に派遣される共同体非加盟国の国家代表に対しては、共同体がその機関を置く国により、慣習的な外交特権および免除が認められる。⁽⁷⁷⁾この特権および免除は、共同体理事会がこれら非加盟国代表にアグレマンを与え、委員会がその結果を共同体がその機関を置く国の外務省に通知することにより認められる。

一九六七年七月一日の機関統合条約発効以前においては、E C S C に対し代表部を開設しようとする共同体非加盟国は、E C S C 最高機関と交渉し、特定の非加盟国代表に対するアグレマンは、最高機関より与えられた。このような決定は、最高機関の専管事項であり、加盟国および関係理事会はこのような権限を有していないと考えられていた。また、E E C および Euratom においては、代表部の開設と代表の任命について、委員会および理事会双方の承認を得た。非加盟国代表は、E C S C については最高機関議長に対し、E E C および Euratom については委員会委員長に対して信任状を提出していた。

ルクセンブルグ合意により、非加盟国代表の共同体への信任を、理事会と委員会が共同して行うことが同意された。⁽⁷⁸⁾したがって、機関統合条約発効の後には、非加盟国はまず、共同体委員会事務局の対外関係総局である D G I に対し、アグレマンを求める。これは委員会において討議されたのち、その勧告とともに理事会に提出される。非加盟国のアグレマンの申請は、三〇日以内に理事会の議事日程に記載されない場合は、理事会により承認されたものとされる。全加盟国がこの勧告を承認した場合、共同体に対して非加盟国代表が派遣される。⁽⁷⁹⁾このように、特定代表の信任については理事会における全員一致が必要とされ、共同体加盟国は拒否権を有することになる。⁽⁸⁰⁾三共同体のいずれかに派遣された非加盟国代表は、理事会および委員会双方に対して信任状正本を一部ずつ提出する。これらの信任状は、通常派遣国の外務大臣によって署名されるが、場合によっては国家元首が署名する。通常、信任状の提出は、ま

ず理事会に行い、次いで委員会に行う。二つ目の信任状が提出された日を以て、その代表の信任の日付となる。⁽⁸¹⁾ルクセンブルグ合意以前においては、信任状の提出は国家間の信任状の受領と同様の儀式に基づいて、共同体委員会に対してのみされていたが、ルクセンブルグ合意以降は儀式なしに行われる。⁽⁸²⁾

このように、共同体に対して派遣される非加盟国の国家代表は、共同体が機関を置く国家に対して信任されるのではなく、共同体理事会および委員会が共同して代表する共同体に対して信任される。アグレマンを与えるのは接受国ではないが、他の点においては、通常の外交関係と同様の扱いがされる。⁽⁸³⁾このことは、現実には、外交関係に関するウィーン条約が、非加盟国と共同体が機関を置く国との間において適用されるということに他ならない。外交関係条約は、国家間の外交関係のみを定めたものであり、国家と国際機構間においてその適用を予定したものではないが、⁽⁸⁴⁾特権および免除を認める主体が共同体がその機関を置く国家であるため、共同体に派遣された加盟国代表に対する外交関係条約の適用について問題は生じないと考えられる。しかしこのことは、例えば、機関の所在国と非加盟国との間の政治的理由により、限定された特権および免除のみが当該非加盟国に認められている場合、共同体に信任された外交使節団もまた、同様の制限に服する可能性が存在する。⁽⁸⁵⁾

欧州共同体の場合とは異なり、国際連合に対する非加盟国代表の派遣は例外を構成する。⁽⁸⁶⁾このような代表に対する特権および免除については、本部協定は特に規定を置かないが、国連により公務に關し招待された場合、通行の自由が認められる。⁽⁸⁷⁾また、IOIAにより非加盟国代表に対しても、当該制定法が定める特権および免除が認められる⁽⁸⁸⁾が、当該制定法の定める外の特権および免除は合衆国の自由裁量による。⁽⁸⁹⁾

C 連合国家の国家代表団に認められる特権および免除

EEC条約は、非加盟国との連合制度を有し、第一三一条―第一三五条および第二三八条において規定する。共同

説
論
体法上、これらの連合制度のもと非加盟国の特権及び免除は、他の非加盟国と異なった取り扱いをうける。
EEC条約は、加盟国とその旧植民地間の特別の関係を考慮し、これらの領土および国家間との連合を第四部に
いて規定する。第一三一条—第一三五条は、これら非欧州諸国および領域と共同体の間の連合関係の設立のガイ
ドラインを定める。これらの国家および領域は、附属書IVにおいて明示されており、このリストは一九七三年のイ
ギリス、デンマークおよびアイルランドの加盟により拡大された。他方、EEC条約第二三八条は、EECと非加盟国
家連合または国際機構の間の「相互的な権利および義務、共同の行動並びに特別の手続を特色とする」連合につ
いて規定する。この規定は第一三一条—第一三五条のもとでEECと連合していた国家が独立した場合に、新たな連合協
定を締結するためにも用いられる。

これらの連合国家代表は、特権および免除に関して、ともにEECの特権および免除に関する議定書第一六条、ま
た現在では欧州共同体の特権および免除に関する議定書第一七条の規定の適用を受け、共同体の機関所在国により他
の非加盟国代表と同様の取り扱いがなされる。また、これらの連合国家の代表は、非加盟国からの代表とともに委員
会の発行する外交使節団リストに記載される。

しかしながら、連合国家の代表部設置および特定の代表の任命の手続は、非加盟国一般の場合と異なり、また第二
三八条の連合国家と第四部の連合国家では異なる。

第四部の連合国家は、共同体と外交関係にはいる意思を明らかにし、ついで特定の代表を任命することを理事会議
長および委員会委員長に通知する。理事会および委員会は三〇日以内に当該通知を公式に記録に留め、連合国家がこ
の事実を共同体委員会より知らされた後、当該代表はその職務を開始し、信任状の提出は必要とされない。⁽⁹⁰⁾

これに対し、第二三八条に基づく連合の場合、連合国家は、代表部の設置および代表部代表の任命に関して、理事会

および委員会の特別の承認を得る必要はないとされる。連合国家代表は、慣例として、理事会議長および委員会委員長を往訪するが、これはあくまで儀礼的なもので法的効果を発生するものではない。

D 普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約

「普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約」⁽⁹¹⁾は、一九六一年の外交関係に関するウィーン条約、一九六三年の領事関係に関するウィーン条約および一九六九年の特派使節団に関する条約に続くものであり、国家と国際機構間の関係、機構自体および機構に対する代表団の特権および免除の問題を扱うものである。一九七五年条約は、普遍的国際機構をその対象とし、共同体への適用は当然とはされないが、⁽⁹²⁾当該条約に規定する規則で国際法上この条約を離れて適用できるものを、普遍的国際機構以外の国際機構との関連における国家代表に対して適用することを妨げるものではない。⁽⁹³⁾

しかしながら、当該条約は、ペルソナ・ノン・グラータ規定の欠如⁽⁹⁴⁾において明らかのように、派遣国とホスト国間の利益の相互性に乏しく、それ故、条約は採択されたが、フランスを含む他の共同体加盟国、例えば、イギリス⁽⁹⁵⁾およびイタリア⁽⁹⁷⁾は棄権し、ベルギー⁽⁹⁸⁾は反対した。⁽⁹⁹⁾このように、ホスト国は、当該条約が過大な負担を課していると考えているのであり、また当該条約は外交関係に関する三条約とは異なり、ホスト国が条約当事国に含まれていなければその効力は算束無いものであることを考慮するならば、この条約の共同体における適用には疑問が残る。⁽¹⁰⁰⁾

四 共同体職員の特権および免除

共同体に対する共同体加盟国および非加盟国代表に認められる特権および免除は、国際慣習法上のものであるとされたが、共同体の職員に認められる特権および免除は、⁽¹⁰¹⁾国連職員の場合と同様の機能的なものであると考えられる。⁽¹⁰²⁾

そして、共同体の職員に対して認められる特権および免除は、共同体の利益に合致する限りにおいて認められるものであると考えられ、これらの特権および免除は、その放棄が共同体の利益に反しないと考えられる場合、共同体機関は放棄することが求められる⁽¹⁰⁾。したがって、特権免除の放棄は、外交官の場合とは異なり、このような特権が衡平に反する場合には、共同体各機関にとって義務となり、また共同体の機能または共同体との関係を損なわない場合放棄し得る。

共同体の職員に認められる特権および免除は、その性格において上述のように機能的なものであり、また事項的にも、以下のように共同体の特権および免除に関する議定書において認められたものに限られ、外交官の特権および免除と比較するならば限定されたものである⁽¹¹⁾。共同体の特権および免除に関する議定書第一二条(a)は、共同体裁判所のこれらの事項に関する管轄権を留保して、共同体職員は、「公の資格で行った行為に関して訴訟を免除される」と規定する⁽¹²⁾。この規定は、*Sayang v Leduc* において問題となった⁽¹³⁾。Euratom の職員である Sayang は、委員会の賓客を、ベルギーにある工場へ案内するように依頼され、Sayang 個人所有の車で彼らをつれて行く途中事故にあった。事故の原因は Sayang にあり、その事故によって彼自身と二人の乗客が負傷した。乗客の一人、Leduc は、Sayang に対してベルギー法廷において訴訟を起こした。それに対して、Sayang は、Euratom 条約附属の Euratom の特権および免除に関する議定書第一一条(a)に基づいて裁判管轄権免除を主張した。Euratom 委員会は、裁判管轄権免除を放棄し、訴訟はベルギー破産院に上訴された。ベルギー破産院は、Euratom 条約第一五六条に基づき、訴訟において問題となっている行為が、共同体職員によってその職務上の義務を遂行中になされかつその職務と何らかの関連が生じる場合に裁判管轄権免除が主張され得るのか、または裁判管轄権免除は職員の通常の義務の実際の行使または職員規程において定められる行為のみ適用されるかについて、共同体裁判所の先決的判決を求めた。共同体裁判所は、「共同体の職

員に対して認められる裁判管轄権よりの免除は、その性質において、免除を主張し得る人物が、それが属する機関の任務の遂行をしている場合にのみ適用される」と判示し、⁽¹⁰⁾ Euratom 委員会の運転手ではない Sayang は、乗客を自己の運転する車で工場につれて行く際、その職務上の義務を遂行していたとはいえず、したがって共同体法上の裁判管轄権免除の対象とはなり得ないと結論づけた。⁽¹¹⁾

第一二条(b)―(e)は、家族に対する出入国規則⁽¹²⁾、為替交換に関する規則よりの免除並びに免税による家財道具および車輛⁽¹³⁾の輸入および再輸出の自由等を規定する。第一三条は、共同体により支払われた給与に対する課税よりの免除を規定するが、⁽¹⁴⁾ 共同体職員は同様の税を共同体に対して支払う義務を負う。⁽¹⁵⁾ 第一四条は、住居の移動に従って共同体職員に課税に關し生ずる種々の問題を扱い、この規定は、無職の配偶者および扶養している子供に対しても適用される。第一五条は、共同体による社会保障に關し規定し、共同体理事会が共同体職員に対して特別の社会保障制度を確立することを求める。理事会は、第一二条、第一三条および第一四条が規定する免除を享有する共同体職員を明らかにし、⁽¹⁶⁾ このような免除を享有する共同体職員の氏名、地位および住所は、⁽¹⁷⁾ 加盟国政府に通知される。

共同体と共同体職員間の紛争については、⁽¹⁸⁾ 共同体裁判所は、職員規程に定めるかまたは使用人に適用される業務規程に基づく条件で、判決を行う排他的権限を有する。他方共同体裁判所は、⁽¹⁹⁾ 加盟国と共同体職員との間の紛争で、職員の特権および免除に關し個人が加盟国を直接の当事者として提起する訴訟に關しては管轄権を有していない。⁽²⁰⁾ このような場合、共同体職員の法的利益保護を確保するため、共同体各機関は加盟国と協力して問題の解決をはかる。また、共同体職員は、各加盟国において定められた行政手続に従って、各加盟国内法上の法的救済を求めることができる。各加盟国の管轄権を有する裁判所は、⁽²¹⁾ 共同体の特権および免除に關する議定書の解釈に關する決定が自らの判決を行うために必要であると認めるときは、⁽²²⁾ 共同体裁判所の先決的判決を求めることができ、この場合および共同体

説
論
委員會が提起した場合に限って、共同体裁判所が加盟国と共同体職員との間の紛争に関して管轄権を有する。

五 共同体の主要機関を構成する個人の特権および免除

国際連合においては、伝統的に独立した個人的資格者により構成されてきた国際司法裁判所を例外として、主要機関を構成するのは加盟国代表であり、個人的資格者がこのような機関の構成員となることは少なく、⁽¹²⁴⁾ 国家代表以外の個人に認められる特権および免除に關し問題は生じなかつた。⁽¹²⁵⁾

これに對し、共同体の主要機関たる欧州議會の議員は、直接選挙により選ばれる⁽¹²⁶⁾ 共同体加盟国国民の代表により、⁽¹²⁷⁾ また、共同体委員會の委員は、能力、独立性および国籍を基準として選ばれた非国家代表たる個人により、構成される。

共同体の特権および免除に關する議定書第八条―第一〇条は、欧州議會の議員の特権および免除に關し規定する。⁽¹²⁸⁾ 第八条は、欧州議會議員の議會への往復の自由並びに税関手続および外国為替管理よりの自由を規定し、本国政府の側からは公務で海外主張中の幹部要員なみの待遇を、また他の加盟国政府よりは同じく公務でその国に一時滞在中の外国政府代表と同等の待遇を保障される。第九条および第一〇条は、国内法において議會議員一般に認められる議員特権を規定し、⁽¹²⁹⁾ 欧州議會議員に不逮捕特権および裁判管轄権免除等を認める。

これに對し、⁽¹³⁰⁾ 共同体委員會委員並びに共同体裁判所裁判官および Advocate General は、⁽¹³¹⁾ 共同体の特権および免除に關する議定書上、特権および免除に關しては、共同体職員と同様に扱われる。

六 結 論

共同体の高度な統合性をもつとも顯著に示すのは、共同体の行為が共同体裁判所および共同体加盟国裁判所の管轄

権に服し、共同体自体に対して裁判管轄権免除が認められないことであろう。共同体裁判所および共同体加盟国裁判所による共同体の裁判管轄権免除の否定は、共同体がこれらの裁判所に関する限り、外国領土に本部を有する国際機構の立場にあるのではなく、自国領土内における政府と同様の取り扱いを受けていることを示す。共同体裁判所および共同体加盟国裁判所は、主権国家における国内裁判所と同様の存在として、共同体の行った行為に関し裁判管轄権を行使しているといえる。一方これに対し、このような共同体に認められる不可侵権は主権国家に存する他の国際機構と同様のものである。

加盟国は権利として代表を共同体に派遣することができ、共同体はもちろんのこと共同体機関所在国のアグレマンも必要とされず、この点において主権国家に本部を置く一般国際機構に派遣された国家代表と同様の取り扱いを受ける。⁽¹³⁾

共同体においては、国際連合とは異なり、共同体が機関を置く国家をも拘束する条約により、加盟国代表はもちろんのこと共同体に派遣された非加盟国代表に対しても、外交特権および免除が認められる。また、共同体の対外的関係において、後者の占める重要性は非常に大きい。さらに、特権および免除を認めるのは共同体機関の所在国であるが、共同体に対する非加盟国代表に与えられるアグレマンは共同体により与えられる。これらのことは、共同体がその権限内の事項に関し、対外的には一個の法主体として行動することより生じた、国家同様の外交関係の存在を示すものであるといえる。

共同体職員に認められる特権および免除は、外交特権および免除をその出発点として、諸条約に基づく独自の体系を有するものに発達して来た、国際機構職員に認められる特権および免除とほぼ同様のものである。しかしながら、共同体職員は、共同体により支払われた給与に対する課税よりの免除を受ける点で国際機構職員と同様ではあるが、

同様の税を共同体に対して支払う義務を負い、この点において共同体の統合性が顕われる。

また、他の国際機構と比較して、より広範に国家代表でない個人が機関の構成員となり、このような構成員に対しても特権および免除が認められる。

このように、特権および免除より欧州共同体を検証した場合、そこにおいて国家および外交使節団に認められる特権および免除と国際機構に認められる特権および免除が混在して認められるということができ、これらの点に共同体の統合の程度の一局面が顕われているといえるであろう。

- (1) Harvard Law School, *Reserch in International Law I, Diplomatic Privileges and Immunities* (1932) 27-31. 一九二八年にハバナにおいて開催された第六回アメリカ会議において採択されたハバナ条約は、多数国間条約として初めて外交使節団の特権および免除について一定の規定を設けたが、米州諸国間の特別条約に留まった。
- (2) 国際機構の特権および免除の歴史的発展について、Kunz, J. L., "Privileges and Immunities of International Organizations", 41 AJIL 828 at 828-836 (1947) 参照。
- (3) 国際司法裁判所は、*Reparation for Injuries Case* において、国連職員として、「有給たると否とを、また常任たると否とを問わず、国際連合の機関によりその任務の遂行若しくは遂行の補助を委任されているもの、要するに本人を通じて国際連合が行動するがごときもの」と定義したが、([1949] ICJ Reports 174 at 179)、「一般に」「職員」の語は加盟国代表および国際機構機関の構成員とは区別された狭義のものとして使用されているため、本稿においても、「職員」の語を狭義の意味において使用する。
- (4) 国家および外交使節団と接受国との間には、共同体および国際連合の場合とは異なり、国際機構とその加盟国との間に存在する特別の関係が存在せず、また外交使節団は、その特権および免除の内容に関する限り国際機構との類似点は存在するものの、国際機構と国際機構本部所在国および国際機構使節団所在国と同等の関係を有していない。国家および外交使節団の特権および免除は、国際機構の特権および免除に大きな影響を与えてはいるものの、その根拠が異なっているため、直接の比較対象とはせず、参照するに留まる。

(5) 共同体職員には、「共同体のいずれかの機関の任命権者によって文書をもってその機関の恒久職に任命された……職員 (Officials)」(職員規程第一条 Council Regulation 259/68 [1968] JO L56/1) と、それ以外に、「一時的な職につく」(その他の被雇用者 (Other servants)) が存在するが、特権および免除に関する限り、両者は同様に扱われるため(共同体の特権および免除に関する議定書第一二条第一六条)、本稿においては共同体職員をもって双方を総称する。共同体は、以上の他に、通訳等を臨時に雇用するが、これらは「その他の被雇用者」には含まれなく (*Maag v Commission*, Case 43/84, [1985] ECR 2581 at 2598, para 5)。

(6) EOCの条約第七六条は以下のように規定した。

共同体は、参加国の領域において、附属の議定書に定める条件に従い、その職務の遂行に必要な特権および免除を享有する。

EEC条約第二一八条および Euratom 条約第一九一条は以下のように規定した。

共同体は、加盟国の領域において、附属の議定書に定める条件に従い、その職務の遂行に必要な特権および免除を享有する。

(7) Protocol on the Privileges and Immunities of the European Communities, [1967] JO 152/13.

(8) 欧州共同体の特権および免除に関する議定書は、先行する特権および免除に関する諸議定書と同様の規定を有するが、共同体司法裁判所の管轄権に関しては、EOCの条約に附属する特権および免除に関する議定書と比較するならば、限定されたものである (*D. v Luxembourg*, Case 1/82, [1982] ECR 3709 at 3715-3716, paras 6-8)。

(9) 欧州投資銀行は、共同体とは別個の法人格を有し (EEC条約第一二九条)、また特権および免除を有する(機関統合条約第二八条参照)。

(10) 国際連合の特権および免除に関する条約第二二条第二項(昭和三八年条約第一二二号 Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations, (1946-1947) 1 UNTS 15) は以下のように規定し、原則免除を規定する。

国際連合……は、免除を明示的に放棄した特定の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もっとも、免除の放棄は、執行の措置には及ばないものと了解される。

ただし、合衆国においては、Foreign Sovereign Immunity Act 1976 (28 U. S. C. A. §1602 (1979)) 採択により、制限的

免除主義がとられたため、当該立法が国際機構に対しても適用あるかが問題となる（拙稿「合衆国に於ける国際機構の裁判管轄権免除」広島法学第一二巻第四号（一九八九）三二二頁参照）。

例外的に、訴訟提起が認められる例として、国際復興開発銀行協定第七条第三項（1947）2 UNTS 134。ただし、*Mendano v World Bank*, 717 F. 2d 610 (C. A. D. C. 1983) 参照。米州銀行第Ⅻ条第三項（1961）389 UNTS 69。ただし、*Lutcher S. A. Celulose e Papel v Inter-American Development Bank*, 382 F. 2d 454 (C. A. D. C. 1967) 参照。国際金融公社第六条第三項（1956）264 UNTS 117。国際開発協会第Ⅷ条第三項（1962）439 UNTS 249。ホンリカ開発銀行第五二条（1964）510 UNTS 3。およびフジツバ開発銀行第五〇条（1966）571 UNTS 123。

- (11) 一般に国家に対して認められる免除を上回る免除を認めているとも主張されるが（太寿堂鼎「民事裁判権の免除」『新・実務民事訴訟講座七』（一九八二）四五頁、六九頁；Seidi-Hoheneveldern, I., "Rechtsbeziehungen zwischen Internationalen Organisationen und den einzelnen Staaten", (1953-1954) 4 Archiv des Völkerrechts 31 at 47。）、この場合、国際機構と加盟国との間には特別の関係が存在するのであり、国家と直接比較することは不適當であると考えられる。

- (12) 国際裁判所としての機能につき、E E C 条約第一七二条、第一七五条、第一七八条、第一八四条および第二二八条第一項後段。行政裁判所としての機能につき、E E C 条約第一七二条、第一七三条、第一七五条、第一七八条および第一八四条。労働裁判所としての機能につき、E E C 条約第一七九条。普通裁判所としての機能につき、E E C 条約第一八一条。分限裁判所としての機能につき、E E C 条約第一五七条第二項第三段。

- (13) E C S C 条約第四一条、E E C 条約第一七七条および Euratom 条約第一五〇条。

- (14) E C S C 条約第八七条、E E C 条約第二一九条および Euratom 条約第一九三条。

- (15) E E C 条約における共同体裁判所の管轄権に関する規定として、第九三条第二項第二段、第一五七条第二項第三段、第一六〇条、第一六九条、第一七〇条、第一七二条、第一七三条、第一七五条第一段、第一七五条第三段、第一七七条、第一七八条、第一七九条、第一八〇条、第一八一一条、第一八二条、第一八四条、第二二五条第二段および第二二八条第一項第二段。E C S C 条約における共同体裁判所の管轄権に関する規定として、第一〇条第一項、第二二条、第三三条第一段、第三三条第二段、第三四条、第三五条、第三七条、第三八条、第四〇条、第四一条、第四二条、第四三条第一段、第四三条第二

段、第四七条第四段、第六三条、第六六条第五項第二段、第八八条第二段、第八八条第四段、第八九条第一段、第八九条第二段および第九五条。

Euratom 条約における共同体裁判所の管轄権に関する規定として、第二二条第四段、第一八条第二段、第二二条第三段、第八一条第三段、第八二条第四段、第八三条第二項、第一二六条、第一二九条、第一四一条、第一四二条、第一四四條、第一四五条、第一四六条、第一四八条、第一五〇条、第一五一条、第一五二条、第一五三条、第一五四条および第一五六条。

(16) *Euratom* 条約第一五五条。また、*ECSC* 条約第四〇条第三段参照。

(17) *EEC* 条約第二一五条第一段。

(18) *EEC* 条約第一七三条。

(19) *EEC* 条約第一七五條。

(20) *EEC* 条約第二一五条第二段。

(21) *EEC* 条約第一七三条第二段および第一七五条第三段参照。

(22) 共同体裁判所は、「自己に直接かつ個人的に (of direct and individual concern) 関係する決定」を解釈するにあたり、その範囲を非常に限定しようとする。 *Plueman v Commission*, Case 125/62, [1963] ECR 9; *Getreide-Import Gesellschaft v Commission*, Case 38/74, [1965] ECR 203 参照。

(23) このような訴訟が認められた一例として、*Internatio Case*, Joined Cases 73-74/63, [1964] ECR 1°。

(24) *EEC* 条約第四一条は以下のように規定する。
国内裁判所に付託された係争において最高機関または理事会の行為の効力が争われる場合には、共同体裁判所のみがこれについて拘束力ある先決的判決を行う権限を有する。

EEC 条約第一七七条および *Euratom* 条約第一五〇条は以下のように規定する。

裁判所は、次の事項について先決的判決を行う権限を有する。

(a) この条約の解釈

(b) 共同体の機関が執った行為の効力及び解釈

(c) 理事会の行為により設置される機関の規程にこの旨の定めがある場合のこの規程の解釈

このような問題のいずれかがいずれかの加盟国の裁判所に提起された場合には、この裁判所は、この点に関する決定が自ら判決を行うために必要であると認めるときは、この問題につき裁判所に決定を求めることができる。

このような問題のいずれかが国内裁判所で審理されている事件中に提起され、かつ、同裁判所の決定が国内法上上訴を許さないときは、当該裁判所は、当該事件を裁判所に付託しなければならぬ。

(25) *Costa v. ENEL*, Case 6/64, [1964] ECR 585 at 592-593.

(26) 共同体の特権および免除に関する議定書第一条前段。国際連合の特権および免除に関する条約第二条第三項並びに外交関係に関するウィーン条約第二二条第一項参照。

(27) 例えば、共同体が同意を与えた例に關し、*N. V. v High Authority of the ECSC*, Case 4/62, [1962] ECR 41。

(28) 共同体の特権および免除に関する議定書第一条後段。国際連合の特権および免除に関する条約第二二条第二項並びに外交関係に関するウィーン条約第二二条第三項参照。ただし、国際連合本部に関する国際連合とアメリカ合衆国間の本部協定は (Agreement regarding the Headquarters of the United Nations, (1947) 2 UNTS 12) 国連本部を、国際連合の管理および権限のもとにおくことを原則とはしながらも、その区域内で行われた行為と取引契約に対しては、所在地国の国内裁判所に裁判管轄権を認めている。本部協定第三条第七項は以下のように規定する。

a) 国連本部は、この協定の規定するところに従って、国際連合の管理および権限の下におかれる。

b) 合衆国の連邦、州および地方の法律は、この協定または国際連合の特権および免除に関する条約において別段に規定する場合を除き、国連本部内において適用される。

c) 合衆国の連邦、州および地方の裁判所は、この協定または国際連合の特権および免除に関する条約に於て別段に規定する場合を除き、連邦、州および地方の法律の規定するところに従って、本部地区において行われた行為および取引に対する管轄権を有する。

d) 合衆国の連邦、州および地方の裁判所は、本部地区において行われた行為若しくは取引より生ずる事件、または本部地区において行われた行為若しくは取引に関係する事件を取り扱う場合には、第八項に基づいて、国際連合が定めた規則を考慮しなければならない。

(29) 共同体の特権および免除に関する議定書第二条。国際連合の特権および免除に関する条約第二条第四項並びに外交関係

- に関するウィーン条約第二四条参照。
- (30) 共同体の特権および免除に関する議定書第三条。国際連合の特権および免除に関する条約第二条第七項(a)および第八項並びに外交関係に関するウィーン条約第二三条参照。
- (31) 共同体の特権および免除に関する議定書第四条。通信の自由に関し、国際連合の特権および免除に関する条約第二条第七項(b)並びに外交関係に関するウィーン条約第三六条第一項参照。
- (32) 共同体の特権および免除に関する議定書第六条。国際連合の特権および免除に関する条約第二条第七項(c)、第三条第九項および第一〇項並びに外交関係に関するウィーン条約第二七条参照。
- (33) 共同体の特権および免除に関する議定書第七条。国際連合の特権および免除に関する条約第七条第二四項—第二八項参照。
- (34) 通行証制度の歴史的沿革に関し、Brandon, M., "The United Nations Laissez-passer", (1950) 27 BYIL 448 at 448-449; 川崎一郎「国際公務員の特権」国際法外交雜誌第五七卷(一九五八)二八頁、五二頁以下参照。
- (35) 国際連合は、スイスにヨーロッパ事務局を置いているが、これは国際連盟本部の諸施設を利用するという歴史的、実際的理由に基づいたものであり、その活動の内容からいって、ヨーロッパ事務局をいわゆる積極的使節権の行使ととらえることはできず、共同体委員会代表部と比較することは妥当ではないと考えられる。ちなみに、国際連合は、スイスとの間で、条約を締結し(Intermim Agreement on Privileges and Immunities of the United Nations concluded between Secretary-General of the United Nations and Swiss Federal Council, (1946-1947) 1 UNTS 163 及び Additional Agreement between the Secretary General of the United Nations and the Swiss Federal Council, April 5 and 11, 1963, UN Jur YB, St/LEG/SER. C/1, 43 (1963))、スイスと結ぶ「国際連合」国連加盟国代表および国連職員の特権および免除について定められている。
- (36) 22 U. S. C. A. § 288 h (1958) 及び Executive Order 11689 of 5 December 1972, 37 F. R. 25987。
- (37) 欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定第三条第一項、昭和四九年条約第三号(1976) 1002 UNTS 215)。
- (38) Canada Gazette, Part III, vol. I, No. 11, Chapter 69, しかしながら、これら共同体委員会の代表は、駐在国の外交使節団

リストの末尾において別個におかれるのが通常であり、またその席次においても国家の外交使節団長の次にくるものとされる。そのため、共同体委員会代表が一国に長期に滞在したとしても、そこにおける外交使節団の *toyen* にはなれないものと考えられている。

- (39) Jenks, W., *International Immunities* (1961) 40-42; Seyster, F., "Jurisdiction over Organs and Officials of States, the Holy See and Intergovernmental Organisations", (1965) 14 ICLQ 31 at 56.
- (40) Knapp, B., "Les privileges et immunités des organisations internationales et de leurs agents devant les tribunaux internationaux", (1965) 69 RGDP 615 at 620-621.
- (41) 国家の主権免除における制限的免除主義に関し、広瀬善男「国際法上の国家の裁判権免除に関する研究」国際外交雑誌第三卷第三号（一九六四）二一六頁、太寿堂鼎「主権免除をめぐる最近の動向」法学論叢第九四卷第五・六号（一九七四）一五二頁、岩沢雄司「外国国家・国有企業との国際取引の問題点——国家の裁判権免除」総合研究開発機構編『多国籍企業と国際取引』（一九八七）二七一頁。
- (42) 昭和四九年条約第三号（1976）1002 UNTS 215。
- (43) 22 U. S. C. A. §288 (1958). 本来、IOIAは、合衆国が加盟国となっている国際機構に関する裁判管轄権免除を規定しており、共同体のような存在を予定したものではなかった。ただし、国際教育科学文化機関（UNESCO）（§286）、European Space Research Organization（§288f-1）および Organization of African Unity（§288f-2）に対して、IOIAの適用を認めているが、§288h においては、共同体代表部に対する外交使節と同様の特権および免除を定めるに留まっている。
- (44) 東京地裁昭和五七年五月三一号民事一九部判決、労民集三三三卷三号四七二頁、判例時報一〇四二号六七頁。
- (45) ただし、法人格及び法的能力を有するのは共同体であって、共同体委員会ではないため、共同体委員会は法人格がなく、当事者能力は認められないものと解するのが妥当であると考えられる。
- (46) ウィーン外交関係条約第三一条および第三七条。
- (47) ウィーン外交関係条約第二二条および第二三条。
- (48) この点で、欧州共同体委員会が、自己の裁判管轄権免除および執行免除の根拠をウィーン外交関係条約に求めているの

- は失当であると考えられる（小寺彰「欧州共同体委員会の法的地位」ジュリスト第七九二号（一九八三）二六八頁、二七〇頁）。
- (49) 第七二回国会衆議院外務委員会議事録第二五号昭和四九年五月一五日三頁。
- (50) 小寺前掲論文（註四八）。
- (51) 我國の裁判所は、大審院決定昭和三年二月二八日（民集七卷一二号一一二八頁）以来、國家の主權免除について、絶対的免除主義をとってきた。ただし、絶対的免除主義を緩和しようとする動きとして、福岡地裁昭和三年三月二三日、労民集七卷二号三五一頁参照。しかしながら、他の同様の事件においては、絶対的免除主義がとられてきている。例えば、東京地裁昭和三年三月一六日、労民集第八卷二四三頁および横浜地裁昭和三五年五月一九日、労民集第一一巻五二七頁。
- (52) 小寺前掲論文（註四八）。
- (53) *Broadbent v Organization of American States*, 628 F.2d 27 at 30 (D. C. Cir. 1980).
- (54) 28 U. S. C. A. § 1603 (d) (1979) 以下のように規定する。
 「商業活動」とは、常規の課程の商業経営または特殊な商取引若しくは商行為のいずれかを意味する。活動の商業的性質は、当該活動の目的を参照するよりもむしろ、常規課程の経営の性質または特殊な取引若しくは行為の性質を参照することによって決定される。
- 本条“Section-by-Section Analysis of the Sovereign Immunity Act of 1975”, 15 ILM 102 at 105 (1976) 参照。
- (55) *Broadbent v Organization of American States*, supra at note 53, at 32-33.
- (56) Restatement of the Law, Third, Foreign Relations Law of the United States, Vol 1, § 467 d (1987).
- (57) H. R. Rep. No. 94-1487, 94 th Cong., 2d Sess. 16 (1976).
- (58) *Broadbent v Organization of American States*, supra at note 53, at 33-35.
- (59) 28 U. S. C. A. § 1603 (1979) 参照。
- (60) ただし、EEOCの課税上の地位に関しては、免除を有している各加盟国の集合として取り扱われている。Revenue Ruling 68-309, 1968-1 C. B. 338.
- (61) 共同体の特権および免除に関する議定書第一一条。外交関係に関するウィーン条約第二九条以下参照。

- (62) 常駐代表および常駐代表代理は、共同体加盟国代表であるとともに、理事会の下部機関である常駐代表委員会(CORE PER)を構成する(機関統合条約第四条参照)。
- (63) E C S C条約第七七条、E E C条約第二一六条およびEuratom条約第一八九条。機関統合条約第三七条参照。ただし、現在に至るまで、共同体は、最終的な機関の所在地を決定していない。E C S Cの最高機関、閣僚理事会、各々の事務局、共同体的裁判所および議会の事務局は、その本部をルクセンブルグに置いていた。また、議会は、ストラスブールにおいて開催されていた。他方、E E CおよびEuratomの理事会および委員会はその事務局とともに本部をブリュッセルに置いていた。機関統合に際してとられた共同体加盟国代表の決定により(1967]O L152/18)、E C S Cの最高機関および閣僚理事会は、その事務局とともにブリュッセルに移動した。ルクセンブルグの損失を填補する為、欧州投資銀行および共同体委員会の一部の機能をルクセンブルグに置くとともに(第五五条)、四月、六月および一〇月の間、ルクセンブルグにおいて理事会が開催される(第二二条)。裁判所(第三三条)および議会事務局(第四四條)は、ルクセンブルグに留まったため、共同体の機関はルクセンブルグ、ブリュッセルおよびストラスブールに分散され(第一一条)、現在に至っている。共同体の機関の所在地を決定する加盟国の権限(E C S C条約第七七条、E E C条約第二一六条、Euratom条約第一八九条)に関し、*Luxembourg v Parliament*, Case 230/81, [1983] ECR 255。
- (64) 外交関係に関するウィーン条約第三二条。
- (65) ここに代表者というのは、すべての代表、代表代理、顧問、技術専門家および書記を含む(国際連合の特権および免除に関する条約第四条第一六項)。
- (66) 国際連合憲章第二〇五条第二項。
- (67) 身体の逮捕と抑留の免除、手荷物の押収の免除、代表者として行った陳述と行動に関して裁判管轄権の免除(第四条第一一項(a) *Anonymous v Anonymous*, 252 N. Y. S. 2d 913 (1965) 参照)、文書の不可侵(第四条第一一項(b))、暗号を使用し、伝書使と封印袋によって書類を受ける権利(第四条第一一項(c))、自己と配偶者に関して出入国制限、外国人登録、国民的服従義務の免除(第四条第一一項(d))、通貨または為替の制限に関して、外国政府代表者との同一の便益(第四条第一一項(e))、手荷物に関して、外交使節と同一の免除と便益(第四条第一一項(f))。
- (68) 国際連合の特権および免除に関する条約第四条第一一項(g)。

- (69) 国際連盟規約第七条第四項は以下のよう規定する。
連盟国代表者および連盟職員は、連盟の事務に従事する間、外交官の特権および免除を享有する。
- (70) Report of the Subcommittee on Privileges and Immunities to Committee W/2, U. N. Doc. No. 412, W/2/A/2 (1) (1945); Report of the Rapporteur of Committee W/2, U. N. Doc. No. 933, W/2/42 (2) (1945); 2 UNGAOR 2nd Sess., Plenary 1519-1524 (A/427) (1947); *United States Ex. Rel. Robelo Santiesban Casanova v Fitzpatrick*, 214 F. Supp. 425 at 428-231 (S. D. N. Y. 1963). Contra, 筒井若水「条約のみられる国際機構の概念」国際法外交雜誌第七五巻第三号(一九七六)二八七頁、二九四—二九五頁。
- (71) *Arcaya v Paetz*, 145 F. Supp. 464 (S. D. N. Y. 1956).
- (72) 本部協定第五条第一五項②。この合意を成立させる手続として、まず加盟国は、事務総長に対し、常駐職員の特権と免除を求める。事務総長はこの要請を、合衆国国連代表部に伝え、国連代表部は、これを國務省に送付する。國務省において通常一ヶ月以内に決定がなされ (OIA, 22 U. S. C. A. § 288 e(a) (1958))、この決定は合衆国代表部を通じて国際連合および関係国に伝えられる (United Nations, *General Information for the Guidance of Permanent Missions to the United Nations*, ST/SG/4 (1955) 5-6)。この場合、三者間の合意、特に合衆国による合意が、一定の範囲の人員に対して与えられるのではなく、特定の個人に対して与えられる (ただし、[1976] UN Jur YB 224 at 226-227)。
また、大統領は、この決定を取り消すことができ (OIA, 22 U. S. C. A. § 288 (1958))。例として、朝日新聞一九八六年三月八日夕刊第一面(朝日新聞縮刷版(一九八六年三月)三三三頁)参照。
- (73) 本部協定第五条第一五項①。国際連合の特権および免除に関する条約と本部協定の関係について、本部協定第九条第二六項。したがって、合衆国の外交使節の特権および免除が、他の国連加盟国において一定の制限を受けている場合、当該国家の国連代表の合衆国における特権および免除も同様の制限を受ける (49 Department of State Bulletin 855 & 860 (1963))。ただし、スイスにおける国連ヨーロッパ事務局における、このような相互主義は認められ (United Nations, *Handbook on the Legal Status, Privileges and Immunities of the United Nations*, ST/LEG/2 (1952) 221 & 249)。
また、国際連合加盟国で、合衆国政府により承認されているものは、特権と免除の適用される地域的範囲において制限を受ける (本部協定第五条第一五項。13 Whiteman, *Digest of International Law* (1968) 91-92) 並びに *Anti-Defamation*

League v Kissinger, Civil Action No. 74CI545 (E. D. N. Y. 1974) 参照。

- (74) ただし、国連総会の信任状委員会は、派遣政府の正当性を審査対象とする場合がある (U. N. Doc. A/9779, 4 (1974) 及び U. N. Doc. A/9779, Annex, 3 (1974))。* だ、Liang, Y.-L., "Notes on Legal Questions concerning the United Nations", 45 *AJIL* 689 (1951) 参照。

- (75) 外交官パスポート、合衆国発行の外交官ビザ、入国許可および国連代表部における職等は、それらのみでは特権および免除を認める基礎とはならず、三者による合意が必要である (*United States Ex. Rel. Robello Santiesban Casanova v Fitzpatrick*, 214 F. Supp. 425 at 437-440 (S. D. N. Y. 1963))。

United States Ex. Rel. Robello Santiesban Casanova v Fitzpatrick に於いて、キューバの外交官である Santiesban Casanova は、外交旅券を有し、合衆国の外交ビザをとった後、国際連合キューバ代表部のアタッシェの地位につくため、一九六二年一月三日に合衆国に入国した。そして、事務総長は、Santiesban Casanova の到着の事実を國務省に一月五日に通知した。約一ヶ月後、Santiesban Casanova は、他の二人のキューバ代表部アタッシェとともにスパイ容疑で逮捕された。他の二人のアタッシェは、すでに合衆国により合意が与えられていたため、合衆国政府はキューバ政府に対してこれらのアタッシェの召還を求めるに留まった。それに対し、Santiesban Casanova は、未だ合衆国により合意されていないことを理由として起訴された。Santiesban Casanova は、国際連合憲章第一〇五条、外交特権に関する慣習国際法および本部協定第五条第一五項に基づいて特権および免除を主張した。裁判所は、憲章第一〇五条は、外交特権免除としての裁判管轄権よりの完全な免除を規定したものではないとし (*ibid.*, 428-431)。また国際連合代表に対する特権および免除は、条約および本部協定により規律されたものに限られ慣習国際法は適用されないとして、特権および免除を認めなかった (*ibid.*, 440-441)。

このように判示するにあたり、裁判所は、國務省の通知 (certificate) または提起 (suggestion) に基づいて判断したが、合衆国における外交使節団の特権および免除が問題になった場合、このような事件が裁判になる以前に、派遣国の要請に基づき、國務省は特権および免除の存在を関係省庁に通知する (4 Hackworth, *Digest of International Law*, (1942) 513-604)。そのため、このような事件が裁判所において係争される事例は多くはない。しかしながら、特権および免除に関する事件が裁判所において係争される場合、当該外交官が特権および免除を有するか否かは、國務省の判断により、この判

断は政治的問題 (political question) と考えられ、裁判において争え得なうもの (Carrera v Carrera, 174 F.2d 496 (D. C. Cir. 1949); United States v Berner, 24 Fed. Cas. (No. 14568) 1084 (C. C. E. D. Pa. 1830); United States v Liddle, 26 Fed. Cas. (No. 15598) 936 (C. C. D. Pa. 1808))。

この点、合衆国憲法第三編第二節第二項は、大使その他の外交使節 (public Ministers) および領事官が関係する事件の全部について最高裁判所は第一審管轄権を有するとしている。この第一審管轄権を法律で拡大するもの (Kentucky v Dennison, 65 U. S. (24 How) 66 at 96 (1860))、また縮減するもの (Marbury v Madison, 5 U. S. (1 Cranch) 137 (1803))、べきなると考えられるが、これを専属管轄権と見なすことは差し支えなく (28 U. S. C. §1351)。最高裁判所の専属管轄は、法律により、外国の (Ex parte Gruber, 269 U. S. 302 (1925))、大公使 (Gasey v Galli, 94 U. S. 673 (1876))、またその家族で、国際法に反しないものに限られる (28 U. S. C. A. §1251 (a) (2) (1958))。この点、合衆国裁判所は、合衆国憲法上の外交使節 (public Ministers) には、国際連合に対する代表 (Arcaya v Paetz, 145 F. Supp. 464 (S. D. N. Y. 1956); United States Ex. Rel. Roberto Santisban Casanova v Fitzpatrick, 214 F. Supp. 425 at 441-442 (S. D. N. Y. 1963))、また外交に關する職員と見なす国際職員 (United States v Melekh, 193 F. Supp. 586 at 597-598 (N. D. Ill. 1961); United States v Coplan, 84 F. Supp. 472 at 474 (S. D. N. Y. 1949))、を包括的に判じ、国際連合に対する代表は、IOIA上外交特権および免除が認められるが、外国大使または公使とは同列には扱われていない。

一九四六年の国際連合・スイス間の協定は、国際連合ヨーロッパ事務局に対する加盟国の代表は、国際連合の特権および免除に関する条約に基づいて認められた特権および免除を享有する規定する (Interim Agreement on Privileges and Immunities of the United Nations and Swiss Federal Council, (1946-1947) I UNTS, 163)。前記条約は、スイス立法においても、加盟国代表およびその職員が特権および免除を享有するために何ら接受国の承認が必要であるという規定は存在しない。しかしながら、Federal Councilの一九四八年三月三十一日の決定は、加盟国代表および職員に、外交特権と同様の特権および免除を認めると同時に、当該代表または職員はヨーロッパ事務局に派遣された常駐代表部の一員であるとのヨーロッパ事務局長 (Director General of the Geneva Office) の証明に基づいて、Federal Political Departmentが発行する carte de legitimisation により、外交特権が認められることとした (11965] UN Jur YB 222)。B v M のように、Swiss Federal Tribunal は、イラン代表が当該職員がイラン常駐代表部の一員であるとの声明を出したにもかかわらず、民事訴訟

- において主張された裁判管轄権免除を認めなかった。裁判所は、当該事件において主張された特権および免除に関して、スイス政府は当該職員の任命を知らされていなかったこと、また外交特権を認める *carte de legimation* が発行されていなかったことを理由として、このような特権および免除を認められないと判示した ((1963) 27 ILR 254 at 255. Arrêts du Tribunal fédéral suisse 1959 II 153)。
- (76) 常駐代表に特権および免除の濫用がみられた場合、合衆国は、國務長官の事前の承認のもと、一定の手続きによって、当該代表の退去を求めることができる (本部協定第四条第一三項(b))。
- (77) 共同体の特権および免除に関する議定書第一七条。
- (78) Luxembourg Agreement of 28 and 29 January 1966 第 2 部第三頁 (Bulletin of the European Economic Community, 3/1966, 5)。
- (79) 共同体と非加盟国間の外交関係の開設も同様の手続によって行われる。
- (80) 例え、台湾政府は、一九六三年 EEC 代表部の設置を申し入れ、同年一〇月、EEC は、加盟国の合意を得、原則的にこれを受諾する旨の回答を行った。これに基づき、台湾政府は駐ベルギー大使の EEC 代表任命について、EEC のアグレマンを求めた。一九六四年、EEC 委員会は、台湾政府の申請を認め、その承認を EEC 加盟国に勧告した。西ドイツ、ベネルクス三国はアグレマンを与えることに同意したが、フランスは、北京政府を承認したため (一九六四年一月二七日)、台湾政府代表にアグレマンを与えることに否定的態度をとり、結果的に EEC のアグレマンは与えられなかった。
- (81) 例え、中国のベルギー駐在李速壁大使は、一九七五年九月一日、共同体理事会に対し、また九月一日、共同体委員会に対し、信任状を提出したが、李大使の EEC に対する信任は、九月一六日にその効力を発するとされた ([1975] OJ C224/1)。
- (82) Letter of the President of the Council dated 3 November 1966 第 4 頁、Letter of the President of the Commission dated 9 November 1966。
- (83) 理事会におけるアグレマンの決定は、全会一致で行われるため、接受国を含む各加盟国が拒否権を有することとなり、この点において接受国を特に不利な立場におくことはない。普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約第九条参照。

- (84) 横田喜三郎『外交関係の国際法』(一九六三)四三頁。
- (85) ただし、共同体と外交関係を樹立した非加盟国と共同体機関所在国が外交関係を断絶した場合においても、共同体と非加盟国間の外交関係に影響はない。共同体加盟国は、代表部の開設および特定の代表の任命について見解を述べることができ、これら非加盟国の外交使節団は、あくまで共同体に対するものであって、共同体機関所在国に対するものではない。ザイル(当時旧ベルギー領コンゴ)は、独立直後の一九六〇年七月一三日ベルギーとの国交を断絶したが、コンゴ政府は駐EEC大使をブリュッセルに派遣した。またフランス、モロッコ両国が外交関係を断絶し、一九六六年一月二三日両国はそれぞれの大使を召還した後も、モロッコの駐EEC代表大使はその職にとどまった。
- (86) 一九八九年一月現在、スイス、大韓民国および朝鮮民主主義人民共和国が、常駐オブザーバーとして認められている。他方、共同体にたいしては、一九八九年四月現在、一四一カ国が常駐代表団を派遣している(Corps diplomatique accrédité auprès des Communautés européennes (1989))。
- (87) 本部協定第四条第一一項。このような代表に対して、合衆国が入国拒否権限を有するかについては争いがある。アラブ・マッド・L.O議長の合衆国入国に関する“The Arafat Visa Affair: Exceeding the Bounds of Host State Discretion”, 83 AJIL 519 (1989) 参照。
- (88) IOIA, 22 U. S. C. A. §288 d (a) (1958) の “Persons designed by foreign governments to serve as their representative in or to international organizations” イタリック部分が非加盟国代表を含むと解釈されている。Pappas v. Francis, 119 N. Y. S. 2d 69 (N. Y. S. C. 1953) 参照。
- (89) 国連非加盟国代表が、合衆国において外交官の地位を有する場合は、特に問題を生じない。また、非加盟国により国際連合ヨーロッパ事務局に派遣されるオブザーバーに関しては、特定の条約は存在せず、国際連合本部におけるのと同様に、その特権および免除は接受国スイスの自由裁量による。国際連合ヨーロッパ事務局に派遣された非加盟国の常駐オブザーバー代表団に対しては、事実上、加盟国の常駐代表部と同様の取り扱いを受けている。
- (90) したがって、旧フランス海外領のコンゴの初代代表および第二代代表は、一九六二年八月八日および一九六三年七月一日付で任命されたが、両代表とも任地のブリュッセルには着任せず、実際に代表がブリュッセルにおいて任務を開始したのは、第三代代表よりというような事例も生じる。これに対し、非加盟国の場合、信任状の提出を以て任務の開始の時期

とされる。また、外交関係に関するウィーン条約第二三条、横田喜三郎『外交関係の国際法』(一九六三)一四五頁以下参照。

- (91) Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character. 当該条約は、一九七五年三月三日ウィーンにおいて採択され、三月四日より署名のため解放された。当該条約の日本語訳として、島田征夫・高井晋「普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約」『国際法外交雑誌第七五巻第三号(一九七六)三六三頁を参照した。

- (92) 普遍的国際機構との関連におけるウィーン条約第二一条第一項。
 (93) 普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約第二一条第二項。
 (94) 加盟国の常駐代表団および非加盟国の常駐オブザーバー代表団の派遣に関し、第九条は以下のように規定する。

派遣国は第一四条および第七三条の規定に従うことを条件として、使節団の構成員を自由に任命することができる。普遍的国際機構との関連における国家代表に関するウィーン条約第九条の採択にあたっては、ヘルソナ・ノン・グラータ規定を挿入する提案がイギリスおよびカナダによりなされたが否決され、ILC草案がそのまま可決された (Fennessy, J. G., "The 1975 Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character" 70 AJIL 63 at 67-68 (1976)).

- (95) 欧州議会。国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、経済協力開発機構 (OECD)、国際養蚕委員会 (CSO)、国際冷凍協会 (IIR)、国際獣疫事務局 (OIE)、国際法定計量機関 (OIML) および国際刑事警察機構 (ICPO) のホスト国。

- (96) 世界海事機関 (IMCO)、食糧援助委員会 (FAO)、国際小麦理事会 (IWC)、国際砂糖機関 (ISO)、国際コーヒー機関 (ICO)、国際ココア機関 (International Cocoa Organization)、国際すず理事会 (ITC) および国際海事衛星機構 (INMARSAT) のホスト国。

- (97) 国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD) のホスト国。

- (98) 共同体理事会および委員会。国際協力理事会 (CCC) のホスト国。

- (99) U. N. Doc. A/CONF. 67/SR. 13, at 49. 採択に参加した七三か国中、賛成五七、反対一、棄権一五であったが、一九八

五年二月一日現在の批准国は二二カ国である（発効には三五カ国の批准または加入が必要とされる。第八九条第一項）。他の主たるホスト国であるスイス（国際連合ヨーロッパ事務局および他の国際連合の諸機関、国際労働機関（ILO）、国際電気通信連合（ITU）、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）、万国郵便連合（UPU）、世界保険機関（WHO）、世界気象機関（WMO）、国際金融公社（IFC）、国際通貨基金（IMF）、関税および貿易に関する一般協定（GATT）、世界的所有権機関（WIPO）、合衆国（国際連合本部、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）、国際金融公社（IFC）、国際通貨基金（IMF）、国際棉花諮問委員会（IACA）、国際電気通信衛星機構（INTELSAT）、オーストリア（国際原子力機関（IAEA）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、石油輸出機構（OPEC））およびカナダ（国際民間航空機関（ICAO）、北太平洋漁業国際委員会（INPFC）、北太平洋漁業機関（NAFO））は棄権した。

(100) 一般に Fennessy, J. G., "The 1975 Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character" 70 AJIL 62 at 71-72 (1976); Bowett, D. W., *The Law of International Institutions* (4th ed. 1982) 354 参照。

(101) 国際連合の特権および免除に関する条約第五条第二〇項は以下のように規定する。
特権および免除は、国際連合の利益のために職員に与えられるものであって、職員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

(102) 共同体の特権および免除に関する議定書第一八条前段は、以下のように規定する。
特権、免除および便宜は、共同体の利益のためにのみ、共同体の職員および他の被雇用者に与えられるものである。また、職員規程第二四条参照。

(103) 共同体の特権および免除に関する議定書第一八条後段は、以下のように規定する。
共同体の各機関は、当該機関が免除の放棄が共同体の利益を阻害しないと認める場合、職員およびその他の被雇用者に与えられたこのような免除を放棄する義務のもとにある。

たとえば *Claude Sayang and Another v Jean-Pierre Laduc and Others*, Case 5/68, [1968] ECR 395。また、国際連合の特権および免除に関する条約第五条第二〇項参照。

- (104) 国際連盟においては、連盟職員に対しても、外交特権および免除が認められていた(連盟規約第七条第四項)。川崎一郎「国際公務員の特権」国際法外交雑誌第五七巻第一号(一九五六)二八頁、二九—三一頁参照。
- 国連職員の特権と免除に関し、国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一八項。ただし、国連事務総長および事務次長は、外交特権および免除を享有する(国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一九項)。
- (105) E.O.C.C.条約第四〇条、E.E.C.条約第一七九条およびEuratom 条約第一五二条。
- (106) 国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一八項^(a)参照。United States v. Meleth, 190 F. Supp. 67 (S. D. N. Y. 1960); United States v. Egorov et al., 222 F. Supp. 106 (E. D. N. Y. 1964) 参照。また、国際連合憲章第一〇五条第二項にいう「機権に關連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権および免除」とは、免除が主張された行為が当該人の公的機能の範囲内であり、かつ主張された免除がその公的機能遂行のために必要であることを意味すると考えられてゐる(United States v. Coplan, 84 F. Supp. 472 at 474 (S. D. N. Y. 1949); United States v. Meleth, 190 F. Supp. 67 (S. D. N. Y. 1960))。
- (107) Case 5/68, [1968] ECR 395.
- (108) Protocol on the Privileges and Immunities of the Euron. 現在では、共同体の特権および免除に関する議定書第二二条^(a)。
- (109) [1968] ECR 395 at 402.
- (110) Ibid.
- (111) 共同体の特権および免除に関する議定書第一二条^(b)。Commission v. Belgium, Case 85/85, [1986] ECR II 49 参照。また、国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一八項^(d)参照。
- (112) 共同体の特権および免除に関する議定書第一二条^(c)。国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一八項^(e)参照。
- (113) 共同体の特権および免除に関する議定書第一二条^(d)。国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一八項^(g)参照。
- (114) 共同体の特権および免除に関する議定書第一二条^(e)。
- (115) Humblet v. Belgium, Case 6/60, [1960] ECR 559; Klomp Case, Case 23/68, [1969] ECR 43; Brouerius von Nidek v. Inspecteur, Case 7/74, [1974] ECR 757. 国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一八項^(b)参照。

- (116) Council Regulation 260/68/EEC, EEC, Euratom, laying down the tax for the benefit of the European Communities [1968] JO L56/8. 最近の改正は「 *Council Regulation 3519/85/EEC, EEC, Euratom, [1985] OJ L335/59*」
- (117) Council Regulation 549/69/EEC, EEC, Euratom, determining the categories of officials and other servants of the European Communities to whom the provisions of Article 12, the second paragraph of Article 13, and Article 14 of the Protocol on the Privileges and Immunities of the European Communities apply [1969] JO L74/1. 最近の改正は「 *Council Regulation 2152/82/EEC, EEC, Euratom, [1982] OJ L228/5*」
- (118) 共同体の特権および免除に関する議定書第一六条。国際連合の特権および免除に関する条約第五条第一七項参照。
- (119) EEC条約第一七九条。 *Portini v EAEC and Comont, Case 65/74, [1975] ECR 319 at 329, para 15* 参照。ただし、第一審裁判所について、第一六八条Aおよび第一八八条参照。
- (120) 機関統合条約第二八条により廃止される以前のEEC条約に附属する特権および免除に関する議定書第一六条に基づいて、個人は共同体裁判所において、直接加盟国に対して訴訟を提起することが可能であったが (*Humbelt v Belgian State, Case 6/60, [1960] ECR 559*)、一九六七年以降、機関統合条約第三〇条のもとで、共同体裁判所は「このよきな管轄権を有する」(*D v Luxembourg, Case 1/82, [1982] ECR 3709 at 3715-3716, paras 6-8; Forcheri v Commission, Case 28/83, [1984] ECR 1425 at 1440-1441, para 12*)。
- (121) 共同体の特権および免除に関する議定書第一九条。
- (122) EEC条約第一七七条。
- (123) EEC条約第一六九条。
- (124) 例外として、国際労働機関の総会(国際労働機関憲章第三条第一項)および理事会(国際労働機関憲章第七条第一項)における使用者代表および労働者代表。また、WHO憲章第二四条およびUNESCO憲章第V条参照。
- (125) 国際労働機関においては、使用者代表および労働者代表は、専門機関の特権および免除に関する条約により(第五条)、政府代表とともに、加盟国代表として、国際連合の特権および免除に関する条約における加盟国代表の特権および免除が認められる(第四条)。
- (126) EEC条約第二二条、EEC条約第二三八条およびEuratom条約第一〇八条。Act concerning the Election of the

Representatives of the Assembly by Direct Universal Suffrage, [1976] OJ L278/1. 金丸輝男「ヨーロッパ議会直接選挙法（共同体法）について」同志社法学第三三卷第三・四号（一九八〇）五三五頁および「ヨーロッパ議会直接選挙法（国内法）について」同志社法学第三三卷第三号（一九八一）四二二頁参照。

(127) E C S C 条約第二〇条、E E C 条約第一三七条および Euratom 条約第一〇七条。

(128) 機関統合条約第一〇条、E C S C 条約第九条第一項、E E C 条約第一五七条第一項および Euratom 条約第一二六条第一項。

(129) 特権および免除の放棄に関し、共同体の特権および免除に関する議定書第一〇条第三段。

(130) 第一〇条における「会期中」の意味について、*Wagner v Fohrmann*, Case 101/63, [1964] ECR 195; *Wybot v Faure*, Case 149/85, [1980] ECR 2391。

(131) 共同体の特権および免除に関する議定書第二〇条。

(132) 共同体の特権および免除に関する議定書第二一条。特権および免除の放棄に関し、共同体裁判所規程第三条第二項。国際司法裁判所裁判官は、外交特権および免除を有する（国際司法裁判所規程第一九条）。

(133) 共同体加盟国が、権利として代表を送ることができるという点において、共同体は国際連合同様の取り扱いを受ける。しかしながら、国際連合においては、主たる常駐代表または全権大使、全権公使の席次を有する常駐代表は接受国のアグレンマンを必要とはされなかったが、他の常駐職員は、接受国の合意がなければ国内法上特権および免除が認められなかった。これに対して、共同体においては、共同体機関の所在国のアグレンマンを得る必要はなく、主たる常駐代表のみならず、他の顧問および技術専門家に対しても慣習的な特権および免除が認められる（共同体の特権および免除に関する議定書第一一条）。このことは一見したところ、権利としての共同体加盟国代表の派遣を強化したように見えるが、特権および免除が認められる権利としての加盟国代表の派遣は、主たる常駐代表に限られていたことを考慮するならば、主たる常駐代表以外の常駐職員に対する機関所在国の特権および免除に関する裁量権を否定することにより、共同体の機関所在国の権限を国際連合の場合と比較して制限したといえる。共同体のより高度な統合性の一面を表わしていると考えられる。

(134) 国際連合に対する加盟国代表の特権および免除は、国連憲章および国連の特権及び免除に関する条約上、機能的性格を有するものであるとされたが、共同体加盟国代表の特権および免除にはこのような制限は付されておらず、共同体加盟国

代表は慣習的な特権および免除を有する。この点において、条約上、共同体加盟国代表は、主権国家に本部を置く国際機構に派遣された国家代表と比較して、より広範な特権および免除を享有する。

- 〔後記〕 この論文の基礎となった共同体裁判所の管轄権についての研究には、文部省科学研究費奨励研究A(01720011)の研究助成を受けた。